

## 令和6年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金に係るQ &amp; A

**A 制度全般**

問 A1 支援金を受領できるのは1回限りか。

(答)

支援金の交付は、一の対象施設等につき1回限りです。

問 A2 市町村から同様の支援金を交付された場合でも申請してよいのか。

(答)

市町村の支援金において、併給にかかる制限がない場合は、申請が可能です。

問 A3 障害福祉サービスと介護サービスを同一建物内で提供しているが、障がい者施設等物価高騰対策支援金と高齢者施設等物価高騰対策支援金をそれぞれ申請してよいのか。

(答)

共生型サービスにおいて、障がい者（児）及び要介護者に同じ場所で同時にサービスを提供するなど、双方の事業所を一体的に運営している場合は、どちらか一方の支援金しか申請できません。

問 A4 障害福祉サービスの利用実績がない事業については対象となるのか。

(答)

交付要綱第2条に基づき、休止中の場合は対象外となります。

休止中ではなく、利用者がいない場合は、今年度の利用状況や本支援金の趣旨を踏まえて判断してください。

問 A5 指定管理施設は対象となるか。

(答)

交付要綱第1条の「国等が設置するもの」に該当するため対象外となります。

**B 支援金の額**

問 B1 多機能型事業所の場合、支援金額はどうなるか。

(答)

指定を受けているサービス毎に支援金を交付します。

(例1) 施設入所支援(定員30人)、生活介護、自立生活援助の指定を受けている場合  
→75,000円(定員30人×2,500円) + 25,000円(区分2) + 25,000円(区分3)  
=125,000円

(例2) 計画相談支援、地域移行支援の指定を受けている場合  
→25,000円(区分3) + 25,000円(区分3) = 50,000円

※一部のサービス分しか申請されなかった場合、県から連絡はしませんので、申請できるサービスを漏れなく申請されているか事前に確認のうえ申請してください。

問 B2 入所系施設内で併設型短期入所を行っている場合の支援金額はどうか。

(答)

入所系施設の定員と併設型短期入所の定員の合計に応じて支援金を交付します。

(例) 施設入所支援(定員30人)、併設型短期入所(定員5人)  
→87,500円(定員35人×2,500円)

問 B3 空床利用型短期入所の取扱いはどうか。

(答)

空床利用型短期入所は、入所系施設の定員の範囲内で、利用者に利用されていない居室において行う事業であるため、本体施設である入所系施設分のみ交付対象となります。

## C 交付申請

問 C1 交付申請は事業所ごとに行ってよいか。

(答)

事業所を運営する法人の代表者が、全ての事業所分を一括して申請してください。

問 C2 申請書類はメールでの提出とのことだが、申請書や誓約・同意書への押印は必要ないのか。

(答)

申請書類への押印は不要です。

問 C3 振込先口座の名義が、申請者と異なるものしかない場合はどうすればよいか。

(答)

申請者以外の者を代理人とし、交付金の受領に関する権限を委任する旨を記載した委任状を提出してください。

問 C4 交付申請を行ってから、支援金はどのくらいの期間で支払われるのか。

(答)

提出期限の12月27日までの間、月末に締め、およそ1ヶ月ごとの支払いを想定しています。

1回目 提出締日 10月31日(木) 支払い:11月29日頃(予定)

2回目 提出締日 11月29日(金) 支払い:12月26日頃(予定)

3回目 提出締日 12月27日(金) 支払い:1月31日頃(予定)

※手続きの都合上、支払日が前後する場合がありますので、御了承ください。

また、提出書類に不備がある場合は、上記予定から遅くなる場合があります。

問 C5 書類を提出する上で、注意する点はどのような点か。

(答)

これまで実施した同支援金の審査の際に、以下の点について誤りが多かったため、御注意いただきますようお願いいたします。

【ご注意ください点】

- 通帳写しは①表紙と②見開きページが必要です。(見開きのみの提出が多かったです。)
- 通帳の写し以外の申請書類は全て基データ(エクセル又はワード)で提出してください。(PDFにして提出されるケースが散見しました。)
- 多機能型事業所においても指定を受けているサービスごとに申請してください。